

令和2年

第1回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和2年1月23日
午後1時00分

場所 仁木町役場 「応接室」

令和2年第1回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和2年1月23日(木) 午後1時00分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和元年度仁木町学校給食第2学期末監査に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第 6	議案第2号	令和2年度全国学力・学習状況調査に関する件
日程第 7	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和元年12月4日（水）～令和2年1月23日（木）

1 令和2年度当初教職員人事に係る人事協議（局来庁）

令和元年12月5日（木）教育長室ほか

＝概要＝

- ① 人事協議（校長・教頭） 対象者：教育長 面談者：局長及び次長
- ② 校長人事面接 対象者：校長 面談者：局長、次長
- ③ 教頭人事面接 対象者：教頭 面談者：次長
- ④ 人事協議（一般教職員） 対象者：教育長 面談者：企画総務課長ほか
- ⑤ 人事協議（一般教職員） 対象者：校長 面談者：企画総務課長ほか

2 仁木町学校教育基本方針策定にかかる櫻ヶ丘学園との協議

令和元年12月5日（木）教育長室ほか

＝概要＝

- 12月11、12日開催の基本方針意見交換会に係る協議

3 余市紅志高等学校総合学科発表会

令和元年12月6日（金）同校

＝概要＝

- 「産業社会と人間」1年A組、B組代表、「みらいの時間」2年A組、B組代表、農業クラブ、「課題研究」3年生代表の発表
- 参加者 町内中学校からの参加なし

4 第28回仁木混声合唱団定期演奏会

令和元年12月7日（土）町民センター・多目的文化ホール

＝概要＝

- 混声合唱、男声合唱、女声合唱
- 賛助出演：仁木フルーツ合唱団

5 議会運営委員会

令和元年12月10日（火）委員会室

＝概要＝

- 議件 第4回定例会の会期日程等議会運営に関する事項

6 第39回全国中学生人権作文コンテスト小樽地区大会表彰状授与式

令和元年12月11日(水) 仁木中学校

＝概要＝

- 仁木中学校1年生 柳谷瑞希さんが第39回全国中学生人権作文コンテスト小樽地区大会において、題名「助け合い」が審査委員賞を受賞したことに伴う表彰状授与式
- 対応者～加藤・関・澤本各人権擁護委員、岩井教育長、齋藤校長ほか

7 仁木町学校教育基本方針策定に係る意見交換会

令和元年12月11日(水) 銀山生活改善センター

令和元年12月12日(木) 仁木町民センター

＝概要＝

- 開会、挨拶(岩井教育長)、説明(仁木町立学校の現状と課題、小中一貫教育)、意見交換(ワークショップ方式)、閉会
- 参加者 教育委員会～4名、㈱ドーコン～2人、後志教育局～1人
銀山地区～ 27人
仁木地区～ 21人

8 令和2年度職員採用面接(保健師)

令和元年12月13日(金) 応接室

＝概要＝

- 試験官 林副町長、岩井教育長、新見総務課長、岩佐ほけん課長
- オブザーバー 浜野ほけん課主幹
- 受験者 2名(女2名)
- 内定者 1名(共和町出身～女1名)

9 定例校長会

令和元年12月13日(金) 役場会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶(示達事項含む) 2件
 - ・ 教職員の服務規律の保持について
 - ・ 仁木町学校教育基本方針の策定について
- 教育委員会指導・伝達事項

- ・ 各学校行事の案内及び礼状の取扱いについて
- ・ 体罰調査について
- ・ G I G Aスクールネットワーク構想への対応について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - ・ 冬期休業中のサービスについて
 - ・ 教育課程の適切な管理・実施について
 - ・ 第2回仁木町学校経営研修会について
令和2年1月23日(木) 16:30～
 - ・ 体罰調査について
 - ・ 仁木町不登校等児童・生徒支援会議委員について
 - ・ その他
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程
次回開催日 令和2年1月22日(水) 9:30～会議室2

10 大江地区クリスマスの集い

令和元年12月14日(土) 大江学園

＝概要＝

- 大江へき地保育所出し物、木村太一さんカラオケ、仁木フルーツ合唱団合唱、バルーンアクトレス亀石しのぶさんによるバルーンアートショーほか
- 来賓 佐藤町長、横関議長、宮本副議長、上村議員、嶋田議員、佐藤議員、野崎議員、門脇議員、木村議員、磨議員、岩井教育長、齋藤仁木中校長、渡邊仁木小校長、梁瀬信金支店長ほか

11 果実とやすらぎの里大使 岩本衣美里さん展示品贈呈式

令和元年12月15日(日) 町民センター・交流ホール

＝概要＝

- 果実とやすらぎの里大使 岩本衣美里さんから各大会トロフィーの展示品贈呈

12 子ども体験塾第7回講座「世界チャンピオンに空手を習おう」

令和元年12月15日(日) 町民センター・交流ホール

＝概 要＝

- 講 師：にき果実とやすらぎの里大使
全日本空手道連盟ナショナルチーム 岩本衣美里先生
- 内 容：体幹トレーニング、空手の基礎練習、模範演技
- 参加者：小学生 19 名、教育委員会 3 名

13 令和元年第 4 回仁木町議会定例会

令和元年 12 月 19 日（木）

議会議場

＝概 要＝

- 報告 1 件 ・ 決算特別委員会審査報告書 認定
- 承認 2 件 ・ 専決処分 2 件（一般会計ほか 1 件） 承認
- 議案 14 件 ・ 補正予算 4 件（一般会計ほか 3 件） 可決
- ・ 条例制定 4 件（会計年度任用職員条例ほか 3 件） 可決
- ・ 条例改正 5 件（議員報酬条例ほか 4 件） 可決
- 事務委託 1 件 ・ 戸籍に係る電子情報処理 可決
- 諮問 1 件 ・ 人権擁護委員候補者の推薦 同意
- 意見書 2 件 ・ 国による妊産婦医療費助成制度創設等の意見書 可決
- ・ 授業料免除制度の現行水準維持を求める意見書 可決
- 一般質問（5 人～ 5 件）
 - 佐藤議員 ・ 公共土木施設の維持管理について
 - 野崎議員 ・ 本町が目指す農業とは
 - 磨 議員 ・ 子育て環境の充実に向けた保育士確保の施策は
 - 門脇議員 ・ 本町における保育の現状と課題について
 - 上村議員 ・ JR 函館本線の存続について
- 学校給食試食会（中学生食 773kcal＝314 円）
献立～しょうゆラーメン、牛乳、チーズ入いももち、カップヨーグルト

14 仁木町議会議員会定例懇談会

令和元年 12 月 20 日（金）エーヴランド（余市町）

＝概 要＝

- 開会（佐藤監事）、挨拶（嶋田議員会長）、ご挨拶（横関議長、佐藤町長）、乾杯（岩井教育長）、懇談、結び（宮本副議長）、閉会（佐藤監事）

15 令和元年町民センター舞台納め式

令和元年12月30日(月)町民センター・多目的文化ホール

＝概要＝

○ 舞台納め式

○ 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、奈良次長、佐藤主任、清崎主事

16 仁木町民スキー場オープン

令和2年1月4日(土)仁木町民スキー場

＝概要＝

○ リフト乗客数 人 ※昨年：640人(12/29)

○ オープン立会 岩井教育長

17 令和2年仁木消防団出初式及び表彰伝達式

令和2年1月5日(日)仁木消防団拠点施設前、町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

○ 第一会場(仁木消防団拠点施設前)

開式の辞、国旗掲揚、人員報告並びに服装・機械器具点検、統括訓示(佐藤町長)、分列行進

○ 第二会場(町民センター・多目的文化ホール)

表彰状伝達並びに授与(被表彰者延べ35名)、来賓祝辞(中村衆議院議員、市橋道議会議員、松永余市警察署長、横関議長)、祝電祝辞披露、団長答辞(金子団長)、閉式の辞

18 令和2年仕事始め町長訓示

令和2年1月6日(月)町民センター交流ホール

＝概要＝

○ 令和2年仕事始めに係る町長訓示

○ 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、役場全職員及び消防職員

19 令和2年町民センター舞台初め式

令和2年1月6日(月)町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

○ 舞台始め式

○ 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、奈良次長、佐藤主任、清崎主事

20 臨時教頭会（義務教育指導監学校経営指導訪問）

令和2年1月7日（火）応接室

＝概要＝

○ 第2次義務教育指導監学校経営指導訪問以後の改善前方策に向けた取組報告

○ 参加者 町内各学校教頭（4人）、教育委員会職員（5人）、岩井教育長

○ 助言者 後志教育局 神守義務教育指導監、鈴木主任指導主事

21 令和2年仁木町成人式

令和2年1月12日（日）町民センター多目的文化ホール

＝概要＝

○ 開式のことば、国歌斉唱、新成人紹介、式辞（岩井教育長）、新成人代表宣誓（安崎岳流さん、岩田彩音さん）、記念品贈呈（加藤代理～大久保駿さん、橋本怜奈さん）、お祝いのことば（佐藤町長、横関議長）、祝電披露（山本囑託～3件）、アトラクション（若鮎太鼓郷土芸能保存会、仁木フルーツ合唱団）、お礼のことば（仁部飛勇馬さん）、閉式のことば

※ 新成人22名、来賓29名、主催者4名、事務局7名 計62名

22 学校施設に係る個別施設計画策定に係る総務省ヒアリング

令和2年1月15日（水）会議室2

＝概要＝

○ 令和2年度までに策定を要請されている学校施設の個別施設計画についての策定状況の確認

○ 来訪者 総務省北海道管区行政評価局 楠調査官、片岡調査官

○ 対応者 岩井教育長、奈良次長、濱田学校教育係長

23 令和元年度第2回後志管内公立小中学校教職員人事推進会議

令和2年1月16日（木）会議室2

＝概要＝

- 後志管内小・中学校教職員人事異動実施要領の見直しについて
- その他、教職員人事に必要な事項に関すること

24 道徳教育推進事業（銀山中学校）

令和2年1月16（木）銀山中学校

＝概要＝

- テーマ 命をつなぐ道徳学習
- 講師 旭川市旭山動物園 園長 坂東 元 氏
- 受講者 銀山中学校 全校生徒及び教職員
- 教育庁出席者 北海道教育庁義務教育課 木谷主任指導主事、吹田主事
- その他参加者 加藤職務代理者、岩井教育長

25 政策調整会議

令和2年1月16日（木）役場応接室

＝概要＝

- 規則、要綱等の改正方式の新旧対照表方式への移行について ほか
- 教育委員会から～GIGAスクールネットワーク構想における検討
学校教育基本方針策定に係る議会への説明

26 仁木町子どものつどい・仁木町子ども体験塾第8回講座

令和2年1月18日（土）町民センター交流ホールほか

＝概要＝

一部 かるた大会「百人一首」

二部 アニメ上映会「名探偵コナン」

※ 参加者14名（児童生徒10名、育成会1名、教育委員会3名）

27 令和2年度当初予算町長査定（生涯学習係）

令和2年1月20日（月）役場応接室

＝概要＝

- 令和2年度予算に係る懸案事項の町長査定（町民センター音響維持管理、町営プール、成人式）
- 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、財政課長、財政係長、奈良次長、佐藤主任、清崎主事

28 総合計画策定会議

令和2年1月20日(月) 役場応接室

＝概要＝

- 第6期仁木町総合計画策定方針について
- 第5期総合計画の点検評価について
- 関係団体ヒアリングについて
- 町民ワークショップの結果について ほか

29 令和2年度当初予算町長査定

令和2年1月21日(火) 役場応接室

＝概要＝

- 令和2年度予算に係る懸案事項の町長査定(給食費補助金、給食センター委託事業)
- 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、財政課長、財政係長、渡辺所長

30 定例校長会

令和2年1月22日(水) 役場会議室2

＝概要＝

- 教育長挨拶(示達事項含む) 3件
 - ・ 雪道の安全対策について
 - ・ 仁木町学校教育基本方針(案)の策定について
 - ・ 令和2年度学校関係予算について
- 教育委員会指導・伝達事項 4件
 - ・ 令和2年度以降の音楽交歓会について
 - ・ ストレスチェックの結果について
 - ・ 学校運営協議会(コミュニティスクール)設置規則の原案について
 - ・ GIGAスクールネットワーク構想について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - ・ 服務規律の保持について
 - ・ 教育課程の適切な管理・実施について
 - ・ 第2回仁木町学校経営研修会について

1月23日(木) 16:30～

内容：各学校の教育活動の推進状況

- ・退職校長を囲む会

2月15日(土) ホテル第一会館

- 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回開催日 2月13日(木) 9:30～会議室2

令和元年第4回仁木町議会定例会議事日程

令和元年12月19日(木)～20日(金) (2日間)

傍聴～藤田、土田、長内、並新、上村(15)
林、大野、西條(10)(全日程) 2-1

日程番号	議件番号	議件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		5番 嶋田議員、6番 野崎議員 議会運営委員会委員長報告
第3		野崎委員長 会期の決定
第4		R元:12.19～20(2日付) 諸般の報告
第5		行政報告
第6	報告第1号	町長、教育長 平成30年度各会計決算特別委員会審査報告書
第7	承認第1号	～全20の会計と認走～ 専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)
第8	承認第2号	～承認～ 専決処分事項の承認について 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)
第9	一般質問	～承認～ 公共土木施設の維持管理について (佐藤 秀教 議員) 10:55～11:36 本町が目指す農業とは (野崎 明廣 議員) 11:37～12:08 子育て環境の充実に向けた保育士確保の施策は (鷹 直之 議員) 13:10～13:41 本町における保育の現状と課題について (門脇 吉春 議員) 13:41～13:56 JR函館本線の存続について (上村智恵子 議員)
第10	議案第1号	13:56～14:19 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
第11	議案第2号	～可決～ 特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
第12	議案第3号	～可決～ 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
第13	議案第4号	～可決～ 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第4号)
第14	議案第5号	～可決～ 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
第15	議案第6号	～可決～ 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

一括

日程番号	議 件 番 号	議 件 名
第 16	議 案 第 7 号	令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) ~可決~
第 17	議 案 第 8 号	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について ~可決~
第 18	議 案 第 9 号	仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について ~可決~
第 19	議 案 第 10 号	仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について ~可決~
第 20	議 案 第 11 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ~可決~
第 21	議 案 第 12 号	仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について ~可決~
第 22	議 案 第 13 号	仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について ~可決~
第 23	議 案 第 14 号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について ~可決~
第 24	発 委 第 3 号	仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定 ~可決~
第 25	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について ~お答え中~
第 26	意 見 案 第 10 号	国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書 ~可決~
第 27	意 見 案 第 11 号	授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書 ~可決~
第 28		委員会の閉会中の継続審査
第 29		委員会の閉会中の所管事務調査

日程第 4

報告第 1 号

令和元年度仁木町学校給食第 2 学期末監査に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので、報告します。

令和 2 年 1 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

監査報告書

(令和元年度第2学期末)

日 時 令和2年1月9日(木) 午前9時30分～午前10時30分


場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室


立会者 所長 渡辺和之

監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類

所 見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和2年1月9日

監 事 瀧澤 祐司 

監 事 齋藤 啓代 

令和元年度仁木町学校給食 第2学期末食品在庫棚卸高


金額 74,570 円

(消費税込み)


別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和 2年 1月 9日

監事

齋藤 祐司 

監事

齋藤 啓代 

令和元年度
仁木町学校給食第2学期末監査

日 時 令和2年1月9日(木)

午前9時30分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室

仁木町学校給食共同調理場

令和元年度 仁木町学校給食第2学期末監査

令和元年12月26日 現在

(収入の部)

4月分	1, 220, 524円	繰越金177,324円含む
5月分	2, 947, 756円	試食272円含む
6月分	2, 531, 575円	
7月分	2, 084, 341円	試食2,992円含む
8月分	1, 890, 261円	試食1,904円含む
9月分	1, 999, 409円	試食5,440円含む
10月分	2, 040, 114円	試食4,624円含む
11月分	2, 591, 994円	試食3,516円含む
12月分	589, 295円	準要保護590,814円、試食5,652円及び返金7,171円含む
	<hr/> 17, 895, 269円	

(支出の部)

・食材費等支払

4月分	1, 713, 232円	町外業者1,331,538円	町内業者381,694円
5月分	2, 204, 626円	町外業者1,711,058円	町内業者489,468円
6月分	2, 271, 061円	町外業者1,729,415円	町内業者541,646円
7月分	2, 089, 427円	町外業者1,647,947円	町内業者441,480円
8月分	1, 180, 215円	町外業者 866,912円	町内業者313,303円
9月分	2, 081, 183円	町外業者1,578,572円	町内業者502,611円
10月分	2, 345, 500円	町外業者1,812,301円	町内業者533,199円
11月分	2, 453, 671円	町外業者1,933,547円	町内業者520,124円
	<hr/> 16, 338, 915円		

町外業者 12, 611, 290円

町内業者 3, 723, 525円

(通帳残額)

収入 17, 895, 269円 - 支出 16, 338, 915円
 = 1, 556, 354円 (通帳残金)

令和年度 第2学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
白ごま	1.5 kg	598	897	
干し椎茸	0.3 kg	6,900	2,070	
きくらげ	1 袋	500	500	
白桃ダイス(缶)	3 缶	1,860	5,580	
スパゲティ	5 kg	228	1,140	
片栗粉	0.8 kg	285	228	
三温糖	4.3 kg	236	1,015	
白みそ	1.2 kg	220	264	
赤みそ	1 kg	220	220	
食塩	8.2 kg	95	779	
こしょう	0.65 kg	1,267	824	
しょうゆ	12.6 kg	240	3,024	
和風だし	0.8 kg	1,550	1,240	
中華スープストック	1.5 kg	1,550	2,325	
スープストック	0.4 kg	1,100	440	
コンソメ	1.4 kg	760	1,064	
トマトケチャップ	3 kg	255	765	
カレールウハイグレード	5 kg	1,300	6,500	
カレールウマイルド	1 kg	570	570	
シチューフレーク	2 kg	753	1,506	
ベシヤメルソース	5 kg	1,150	5,750	
デミグラスソース	1 袋	1,260	1,260	
清酒	1.4 kg	292	409	
みりん	2.8 kg	265	742	
食酢	1 本	210	210	
白ワイン	1.3 kg	292	380	
赤ワイン	1.5 kg	292	438	
オールスパイス	1 袋	370	370	
豆板醤	0.9 kg	680	612	
揚げ油	8 缶	3,100	24,800	
ごま油	1.2 kg	879	1,055	
米サラダ油	3.8 kg	541	2,056	
合計			69,033	

74,570 (消費税込み)

* みりんの消費税 10%

令和元年度収支一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1.仁木小学校		1,231,352	613,840	601,920	612,480	612,480	612,480	612,480	0	0			4,886,472
(北海道信金分)		915,272	460,720	448,800	448,800	459,360	459,360	459,360					3,651,672
(JA新おたる分)		316,080	153,120	153,120	153,120	153,120	153,120	153,120					1,234,800
2.鏡山小学校	211,104	211,104	211,104	211,104	214,050	220,126	219,900	222,983					1,721,475
3.仁木中学校		659,408	336,634	318,354	317,726	318,040	324,132	318,040	0	0	0		2,592,334
(北海道信金分)		549,716	281,806	263,526	262,898	263,212	269,304	263,212					2,153,674
(JA新おたる分)		109,692	54,828	54,828	54,828	54,828	54,828	54,828					438,660
4.鏡山中学校	208,157	204,650	213,862	208,785	208,471	203,394	203,708	209,727					1,660,754
5.赤井川小・都小学校	348,212	353,744	360,544	354,832	352,928	354,560	349,346	346,580					2,820,746
6.赤井川中学校	234,431	236,682	239,508	236,682	234,798	236,996	236,368	237,310					1,892,775
7.調理場職員	41,296	50,544	50,544	48,368	29,056	48,368	52,992	50,544					371,712
8.準要保護			505,539	101,304			36,564	590,814	590,814				1,825,035
9.ALIT(2名分)													0
10.試食 (小学)		272		272	1,904	5,440	4,624	1,632					
(中学)								1,884					24,400
(町議会・教育委員会)				2,720					5,652				
11.繰越金	177,324												177,324
12.諸収入													0
13.雑入													0
14.利息						5							5
(学校給食費返金)					-70,592				-7,171				-77,763
A.収入額合計	1,220,524	2,947,756	2,531,575	2,084,341	1,890,261	1,999,409	2,040,114	2,591,994	589,295	0	0	0	17,895,269
B.収入額累計	1,220,524	4,168,280	6,699,855	8,784,196	10,674,457	12,673,866	14,713,980	17,305,974	17,895,269	17,895,269	17,895,269	17,895,269	17,895,269
(食材質 町内業者)	381,694	489,468	541,646	441,480	313,303	502,611	533,199	520,124					3,723,525
(食材質 町外業者)	1,331,538	1,711,058	1,729,415	1,647,947	866,912	1,578,572	1,812,301	1,933,547					12,611,290
(消費税支払)		4,100											4,100
C.支出額合計	1,713,232	2,204,626	2,271,061	2,089,427	1,180,215	2,081,183	2,345,500	2,453,671	0	0	0	0	16,338,915
D.支出額累計	1,713,232	3,917,858	6,188,919	8,278,346	9,458,561	11,539,744	13,885,244	16,338,915	16,338,915	16,338,915	16,338,915	16,338,915	16,338,915
A-C.毎月の差	-492,708	743,130	260,514	-5,086	710,046	-81,774	-305,386	138,323	589,295	0	0	0	1,556,354
B-D.累計の差	-492,708	250,422	510,936	505,850	1,215,896	1,134,122	828,736	967,059	1,556,354	1,556,354	1,556,354	1,556,354	1,556,354

令和元年度物資購入(町外)・公課費(消費税納入)

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
1.米販	264,849	314,466	323,983	312,201	162,517	308,860	339,197	329,842					2,355,915
2.〆	85,633	91,739	62,716	118,807	60,276	101,084	111,258	92,367					723,880
3.〆	0	0	0	0	0	0	0	0					0
4.小麦粉	0	0	0	0	0	0	0	0					0
5.給食会一般(副食)	179,289	267,437	234,588	237,754	101,902	175,884	227,060	320,399					1,744,313
学校給食会合計	529,771	673,642	621,287	668,762	324,695	585,828	677,515	742,608	0	0	0	0	4,824,108
6.平野商店(〆)	0	47,777	35,646	0	0	0	0	47,841					131,264
(米販)	0	0	0	0	0	0	0	61,236					61,236
7.阿部製菓	32,284	15,240	25,026	36,209	17,043	31,491	47,525	49,327					254,145
8.平野商店(〆+加工費)	13,410	9,979	6,690	12,920	6,441	16,599	12,304	10,241					88,584
9.阿部製菓(種加工費)	0	0	0	0	0	0	0	0					0
加工合計	13,410	9,979	6,690	12,920	6,441	16,599	12,304	10,241	0	0	0	0	88,584
10.給食資材	50,189	82,257	134,144	8,775	60,199	49,411	82,594	81,949					549,518
11.コ-ワ食品	52,740	41,223	71,550	0	59,151	52,131	80,976	76,248					434,021
12.農村食品工業	0	0	0	0	0	0	0	0					0
13.ト-二(副食費)	237,835	341,918	317,255	411,705	165,207	365,925	425,666	314,051					2,579,562
14.〆(主食費)	7,387	7,387	8,618	7,387	0	7,387	14,774	7,524					60,464
15.コ-ワ食品	2,981	12,072	2,236	16,729	3,726	7,452	9,688	14,861					69,745
16.新谷商店	0	0	0	0	0	0	0	0					0
17.福原宝豆腐店	60,393	88,367	78,916	62,672	50,501	62,316	79,823	98,183					581,181
18.かかし精肉店	140,665	141,534	200,145	169,560	59,724	196,981	176,580	154,224					1,239,413
19.成木商店	203,893	249,642	227,902	230,159	97,891	203,051	204,854	247,536					1,664,928
20.杉澤商店	0	0	0	0	0	0	0	0					0
21.南北海道(〆+公課費)	0	0	0	23,069	22,334	0	0	27,718	0	0	0	0	73,121
小計	748,686	957,033	1,032,148	922,669	518,733	937,267	1,060,183	1,014,770	0	0	0	0	7,191,489
町外主食合計	403,593	486,688	462,679	487,524	246,277	465,421	525,058	598,378	0	0	0	0	3,675,488
町外副食合計	927,975	1,224,470	1,266,736	1,160,423	620,635	1,113,151	1,287,243	1,395,169	0	0	0	0	8,935,802
町外合計	1,331,568	1,711,058	1,729,415	1,647,947	866,912	1,578,572	1,812,301	1,933,547	0	0	0	0	12,611,290
町外累計	1,331,568	3,042,596	4,772,011	6,419,958	7,286,870	8,865,442	10,677,743	12,611,290	12,611,290	12,611,290	12,611,290	12,611,290	12,611,290
(町内合計)	381,694	489,468	541,646	441,480	313,303	502,611	533,199	520,124					3,723,525
(町内累計)	381,694	871,162	1,412,808	1,854,288	2,167,591	2,670,202	3,203,401	3,723,525	3,723,525	3,723,525	3,723,525	3,723,525	3,723,525
町内+町外合計	1,713,232	2,200,526	2,271,061	2,089,427	1,180,215	2,081,183	2,345,500	2,453,671	0	0	0	0	16,334,815
購入額累計	1,713,232	3,913,758	6,184,819	8,274,246	9,454,461	11,535,644	13,881,144	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815
公課費	0	4,100	0	0	0	0	0	0					4,100
支出額累計	1,713,232	3,917,858	6,188,919	8,278,346	9,458,561	11,539,744	13,885,244	16,338,915	16,338,915	16,338,915	16,338,915	16,338,915	16,338,915

令和元年度物資購入一覧表(町内)

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
1.浜野商店(主食)	0	48,535	0	0	29,808	30,747	0	0					109,090
(副食)	74,978	63,665	159,845	70,172	82,307	75,822	112,979	105,862					745,630
浜野商店合計	74,978	112,200	159,845	70,172	112,115	106,569	112,979	105,862	0	0	0	0	854,720
2.倉島乳業	306,048	377,268	380,463	343,680	197,548	366,780	413,308	414,262					2,799,337
3.新おたる農協	0	0	0	27,648	1,944	4,536	6,912	0					41,040
4.仁木ファーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.土井商店	668	0	1,338	0	1,696	24,726	0	0					28,428
6.FCコミュニケーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													0
													0
													0
町内副食合計	381,694	440,933	541,646	441,480	283,495	471,864	533,199	520,124	0	0	0	0	3,614,435
町内合計	381,694	489,468	541,646	441,480	313,303	502,611	533,199	520,124	0	0	0	0	3,723,525
町内累計	381,694	871,162	1,412,808	1,854,288	2,167,591	2,670,202	3,203,401	3,723,525	3,723,525	3,723,525	3,723,525	3,723,525	3,723,525
(町外合計)	1,331,538	1,711,058	1,729,415	1,647,947	866,912	1,576,572	1,812,301	1,933,547					12,611,290
(町外累計)	1,331,538	3,042,596	4,772,011	6,419,958	7,286,870	8,865,442	10,677,743	12,611,290	12,611,290	12,611,290	12,611,290	12,611,290	12,611,290
町内・町外月合計	1,713,232	2,200,526	2,271,061	2,089,427	1,180,215	2,081,183	2,345,500	2,453,671	0	0	0	0	16,334,815
購入額合計	1,713,232	3,913,758	6,184,819	8,274,246	9,454,461	11,535,644	13,881,144	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815
支出額累計	1,713,232	3,913,758	6,184,819	8,274,246	9,454,461	11,535,644	13,881,144	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815	16,334,815

令和元年度町内・町外副食 一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
町内副食合計	381,694	440,933	541,646	441,480	283,495	471,864	533,199	520,124	0	0	0	0	3,614,435
町外副食小計	748,686	957,033	1,032,148	922,669	518,733	937,267	1,060,183	1,014,770					7,191,489
副食合計	1,130,380	1,397,966	1,573,794	1,364,149	802,228	1,409,131	1,593,382	1,534,894	0	0	0	0	10,805,924
副食累計	1,130,380	2,528,346	4,102,140	5,466,289	6,268,517	7,677,648	9,271,030	10,805,924	10,805,924	10,805,924	10,805,924	10,805,924	10,805,924
町外副食(給食会)	179,289	267,437	234,588	237,754	101,902	175,884	227,060	320,399					1,744,313
合計	1,309,669	1,665,403	1,808,382	1,601,903	904,130	1,585,015	1,820,442	1,855,293	0	0	0	0	12,550,237
果計	1,309,669	2,975,072	4,783,454	6,385,357	7,289,487	8,874,502	10,694,944	12,550,237	12,550,237	12,550,237	12,550,237	12,550,237	12,550,237

学校給食会計 現金出納簿

期間 令和元年8月23日～

仁木町学校給食共同調理場

月	日	摘	要	収入金額	支払金額	差引残額
8	23	令和元年7月分	仁木小学校(信金分)	448,800		
			仁木中学校(信金分)	263,526		
			仁木小学校(JA分)	153,120		
			仁木中学校(JA分)	54,828		
			銀山小学校	211,104		
			銀山中学校	208,785		
			調理場職員分	48,368		
		令和元年7月分	浜野商店		70,172	
		町内業者	倉島乳業		343,660	
			JA新おたる		27,648	
		令和元年7月分	北海道給食会		668,762	
		町外業者	平野商店		12,920	
			阿部製麺		36,209	
			北海道給食資材		8,775	
			トワニ小樽営業所		419,092	
			ニコー食品		16,729	
			福原宝豆腐店		62,672	
			中禰精肉店		169,560	
			成木商店		230,159	
			南北海道ヤクルト販売		23,069	
			計	1,388,531	2,089,427	
			累計	8,713,604	8,278,346	435,258
8	30	仁木小学校	指導監ほか2名試食	816		
		銀山小学校	職場体験2名試食	1,088		
			計	1,904	0	
			累計	8,715,508	8,278,346	437,162
9	9	利息(3/11から9/8まで)		5		
			累計	8,715,513	8,278,346	437,167
9	10	令和元年8月分	赤井川・都小学校	352,928		
			赤井川中学校	234,798		
			計	587,726	0	
			累計	9,303,239	8,278,346	1,024,893

月	日	摘	要	収入金額	支払金額	差引残額
9	18	令和元年8月分	仁木小学校(信金分)	443,520		
			仁木中学校(信金分)	262,898		
			計	706,418	0	
			累計	10,009,657	8,278,346	1,731,311
9	19	令和元年8月分	仁木小学校(JA分)	153,120		
			仁木中学校(JA分)	54,828		
			銀山小学校	214,050		
			銀山中学校	208,471		
		令和元年8月分	浜野商店		112,115	
		町内業者	倉島乳業		197,548	
			JA新おたる		1,944	
			土井商店		1,696	
		令和元年8月分	北海道給食会		324,695	
		町外業者	平野商店		6,441	
			阿部製麺		17,043	
			北海道給食資材		60,199	
			コーワ食品		59,151	
			トワニ小樽営業所		165,207	
			ニコー食品		3,726	
			福原宝豆腐店		50,501	
			中禰精肉店		59,724	
			成木商店		97,891	
			南北海道ヤクルト販売		22,334	
			計	630,469	1,180,215	
			累計	10,640,126	9,458,561	1,181,565
9	30	令和元年8月分	仁木小学校(信金・未納分)	5,280		
			調理場職員分	29,056		
			仁木小学校 スクールカウンセラー試食	272		
			銀山小学校PTA19名試食	5,168		
			計	39,776	0	
			累計	10,679,902	9,458,561	1,221,341

月	日	摘	要	収入金額	支払金額	差引残額
10	10	令和元年9月分	赤井川・都小学校	354,560		
			赤井川中学校	236,996		
			計	591,556	0	
			累計	11,271,458	9,458,561	1,812,897
10	18	令和元年9月分	仁木小学校(信金分)	459,360		
			仁木中学校(信金分)	263,212		
			計	722,572	0	
			累計	11,994,030	9,458,561	2,535,469
10	24	令和元年9月分	仁木小学校(JA分)	153,120		
			仁木中学校(JA分)	54,828		
			銀山小学校	220,126		
			銀山中学校	203,394		
			調理場職員分	48,368		
			仁木小学校PTA17名試食	4,624		
		令和元年9月分	浜野商店		106,569	
		町内業者	倉島乳業		366,780	
			JA新おたる		4,536	
			土井商店		24,726	
		令和元年9月分	北海道給食会		585,828	
		町外業者	平野商店		16,599	
			阿部製麺		31,491	
			北海道給食資材		49,411	
			コーフ食品		52,131	
			トワニ小樽営業所		373,312	
			ニコ一食品		7,452	
			福原宝豆腐店		62,316	
			中禰精肉店		196,981	
			成木商店		203,051	
			計	684,460	2,081,183	
			累計	12,678,490	11,539,744	1,138,746
10	31	準用保護児童・生徒分(第2四半期分)学区外		36,564		
			累計	12,715,054	11,539,744	1,175,310

月	日	摘 要	収入金額	支払金額	差引残額
11	8	令和元年10月分 赤井川・都小学校	349,346		
		赤井川中学校	236,368		
		計	585,714	0	
		累計	13,300,768	11,539,744	1,761,024
11	21	令和元年10月分 仁木小学校(信金分)	459,360		
		仁木中学校(信金分)	269,304		
		計	728,664	0	
		累計	14,029,432	11,539,744	2,489,688
11	22	令和元年10月分 仁木小学校(JA分)	153,120		
		仁木中学校(JA分)	54,828		
		銀山小学校	219,900		
		銀山中学校	203,708		
		調理場職員分	52,992		
		教育委員6名試食	1,884		
		仁木小学校 指導主事・スクールカウンセラー試食	544		
		計	686,976	0	
		累計	14,716,408	11,539,744	3,176,664
11	22	令和元年10月分 浜野商店		112,979	
		町内業者 倉島乳業		413,308	
		JA新おたる		6,912	
		令和元年10月分 北海道給食会		677,515	
		町外業者 平野商店		12,304	
		阿部製麺		47,525	
		北海道給食資材		82,594	
		コーワ食品		80,978	
		トワニ小樽営業所		440,440	
		ニコー食品		9,688	
		福原宝豆腐店		79,823	
		中禰精肉店		176,580	
		成木商店		204,854	
		計	0	2,345,500	
		累計	14,716,408	13,885,244	831,164
11	26	準用保護児童・生徒分(第2四半期分)	590,814		
		累計	15,307,222	13,885,244	1,421,978

月	日	摘 要	収入金額	支払金額	差引残額
11	28	銀山小学校 指導主事試食	272		
		仁木小学校 指導監試食	272		
		調理場2名試食	544		
		計	1,088	0	
		累計	15,308,310	13,885,244	1,423,066
12	10	令和元年11月分 赤井川・都小学校	346,580		
		赤井川中学校	237,310		
		計	583,890	0	
		累計	15,892,200	13,885,244	2,006,956
12	12	令和元年11月分 仁木小学校(信金分)	459,360		
		仁木中学校(信金分)	257,120		
		仁木小学校(JA分)	153,120		
		仁木中学校(JA分)	54,828		
		銀山小学校	222,983		
		銀山中学校	209,727		
		計	1,357,138	0	
		累計	17,249,338	13,885,244	3,364,094
12	12	令和元年11月分 調理場職員分	50,544		
		令和元年11月分 浜野商店		105,862	
		町内業者 倉島乳業		414,262	
		令和元年11月分 北海道給食会		742,608	
		町外業者 平野商店		119,318	
		阿部製麺		49,327	
		北海道給食資材		81,949	
		コーワ食品		76,248	
		トワニ小樽営業所		321,575	
		ニコー食品		14,861	
		福原宝豆腐店		98,183	
		中禰精肉店		154,224	
		成木商店		247,536	
		南北海道ヤクルト販売		27,718	
		計	50,544	2,453,671	
		累計	17,299,882	16,338,915	960,967

令和元年

No.09

月	日	摘 要	収入金額	支払金額	差引残額
12	23	仁木町議会18名試食	5,652		
		給食費返金	-7,171		
		計	-1,519	0	
		累計	17,298,363	16,338,915	959,448
12	25	令和元年11月分 仁木中学校(信金・未納分)	6,092		
		累計	17,304,455	16,338,915	965,540
12	26	準用保護児童・生徒分(第3四半期分)	590,814		
		累計	17,895,269	16,338,915	1,556,354
		令和2年1月9日			
		上記の通り相違ないことを認めます。			
		監 事 龍澤 祐司 (龍澤)			
		監 事 齋藤 啓代 (齋藤)			



年月日	摘要	借方金額	貸方金額	差引残高
1 01.12.12	町外業者	*1,933,547		¥960,967
2 01.12.23	議会試食		*5,652	¥966,619
3 01.12.23	返金	*7,171		¥959,448
4 01.12.25	11月仁科(税金)		*6,092	¥965,540
5 01.12.26	振込 ニキヨウカイイカンリヤ		*590,814	¥1,556,354
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

この明細は、簿記ソフト「簿記の達人」で作成されたものです。印刷内容に誤りがある場合は、印刷機やプリンタの故障によるものと見做されます。印刷内容に誤りがある場合は、印刷機やプリンタの故障によるものと見做されます。

日程第 5

議案第 1 号

仁木町通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱に
関する件

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 2 年 1 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町通学路安全推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

仁木町通学路安全推進会議設置要綱（平成28年仁木町教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「警察庁丁規第80号）」の次に「及び「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）」を加える。

第2条中「交通安全の確保」の次に「及び防犯対策」を加え、「交通安全プログラム」を「安全プログラム」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

新旧対照表

○仁木町通学路安全推進委員会議設置要綱

新	旧
<p>仁木町通学路安全推進委員会議設置要綱</p> <p>平成 28 年 3 月 24 日 仁木町教育委員会告示第 8 号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月 6 日付け25ス学健第21号、国道第134号、国道環案第57号及び警察庁丁規第80号)及び「<u>登下校防犯プラン</u>」(平成30年 6 月 22 日登下校時の子供の安全確保に関する関係関係協議決定)に基づき、仁木町通学路安全推進委員(以下「<u>推進会議</u>」)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 推進会議は仁木町内の通学路における交通安全の確保及び防犯対策の取組を着実かつ効果的に推進するための基本方針(仁木町通学路安全プログラム)を策定し、通学路に係る課題についての連絡調整や情報交換を図ることを目的とする。</p> <p>(組織等)</p> <p>第 3 条～第 6 条 略</p> <p>附 則 この要綱は、公布の日から施行する。</p>	<p>仁木町通学路安全推進委員会議設置要綱</p> <p>平成 28 年 3 月 24 日 仁木町教育委員会告示第 8 号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月 6 日付け25ス学健第21号、国道第134号、国道環案第57号及び警察庁丁規第80号)</p> <p>に基づき、仁木町通学路安全推進会議(以下「<u>推進会議</u>」)を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 推進会議は仁木町内の通学路における交通安全の確保の取組を着実かつ効果的に推進するための基本方針(仁木町通学路安全プログラム)を策定し、通学路に係る課題についての連絡調整や情報交換を図ることを目的とする。</p> <p>(組織等)</p> <p>第 3 条～第 6 条 略</p>

日 程 第 6

議 案 第 2 号

令和2年度全国学力・学習状況調査に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
第3条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年1月23日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

教 義 第 1177 号

令和元年(2019年)12月18日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長 様
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
(各市町村立小学校長、中学校長及び義務教育学校長)

北海道教育庁学校教育局指導担当局長 小 松 智 子

令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について(通知)

このことについて、文部科学事務次官から別添写しのとおり通知がありましたので通知
します。

つきましては、本調査の趣旨や内容を十分御理解いただき、「令和2年度全国学力・学
習状況調査に関する実施要領」を踏まえて、本調査が円滑かつ確実に実施されるよう願
いします。

義務教育課学力向上推進グループ

TEL : 011-204-5771

内 線 : 35-774

FAX : 011-232-1072



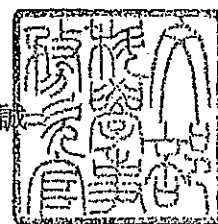
元文科教第574号

令和元年12月16日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

殿

文部科学事務次官
藤原



(印影印刷)

令和2年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、平成25年度、28年度に続く第3回目の「経年変化分析調査」、平成25年度、29年度に続く第3回目の「保護者に対する調査」に関する規定を含んでいます。

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

ついては、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和元年12月16日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

令和2年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和2年4月16日木曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び数学それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

令和2年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

（3）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況

② 各学級の状況

③ 各児童生徒の状況

④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

- ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
- (ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
 - (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データを大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。この場合、集計結果データは、以下のとおりとする。
 - ① 本体調査データ
 - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。
 - ・学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの。
 - ② 経年変化分析調査データ
 - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、経年変化分析調査の各教科の解答状況等を一覧にしたもの。
 - ③ 保護者に対する調査データ
 - ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、保護者に対する調査の回答状況等を一覧にしたもの。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法
 - (ウ) 文部科学省は、(イ) ①又は②の方法により、平成29年度に既に学校間での情報共有を図った学校が、同一児童生徒に関する平成29年度小学校調査と令和2年度中学

校調査の結果を併せて分析するためのツールを、各教育委員会及び各学校に対し提供することとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公

表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

- (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
 - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
 - イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。
- (2) 個人情報の保護
 - ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
 - イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
 - ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌17日金曜日以降5月1日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語又は算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和2年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校（本体調査を実施する学校）の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度及び平成28年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。英語については、教科に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査を実施する。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1)ア(イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1)ア(ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

4. 調査実施日等

(1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和2年5月11日月曜日から6月30日火曜日までの期間中、調査の

対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を45分で実施する。

イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を50分で実施する。

英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了するとともに、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が届きにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。英語に関する生徒質問紙調査及び学校質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当たることとする。

6. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、

本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

外国語：1.3 単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6) と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和2年4月末頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

VI. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

本体調査及び経年変化分析調査を実施した児童生徒の保護者を対象とする。

3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

4. 調査実施日等

調査実施は、令和2年5月11日月曜日から6月30日火曜日までの期間とする。

5. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査5. と同様とする。

6. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、V. 経年変化分析調査6. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア)と同様とする。

7. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

8. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2)と同様とする。

(3) 障害のある保護者に対する配慮

障害のある保護者については、当該保護者の障害の種類や程度に応じて、点字・拡大文字・ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査8. (7)と同様とする。

本体調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和2年4月16日(木)

(後日実施は、4月17日(金)～5月1日(金)まで可能。)

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

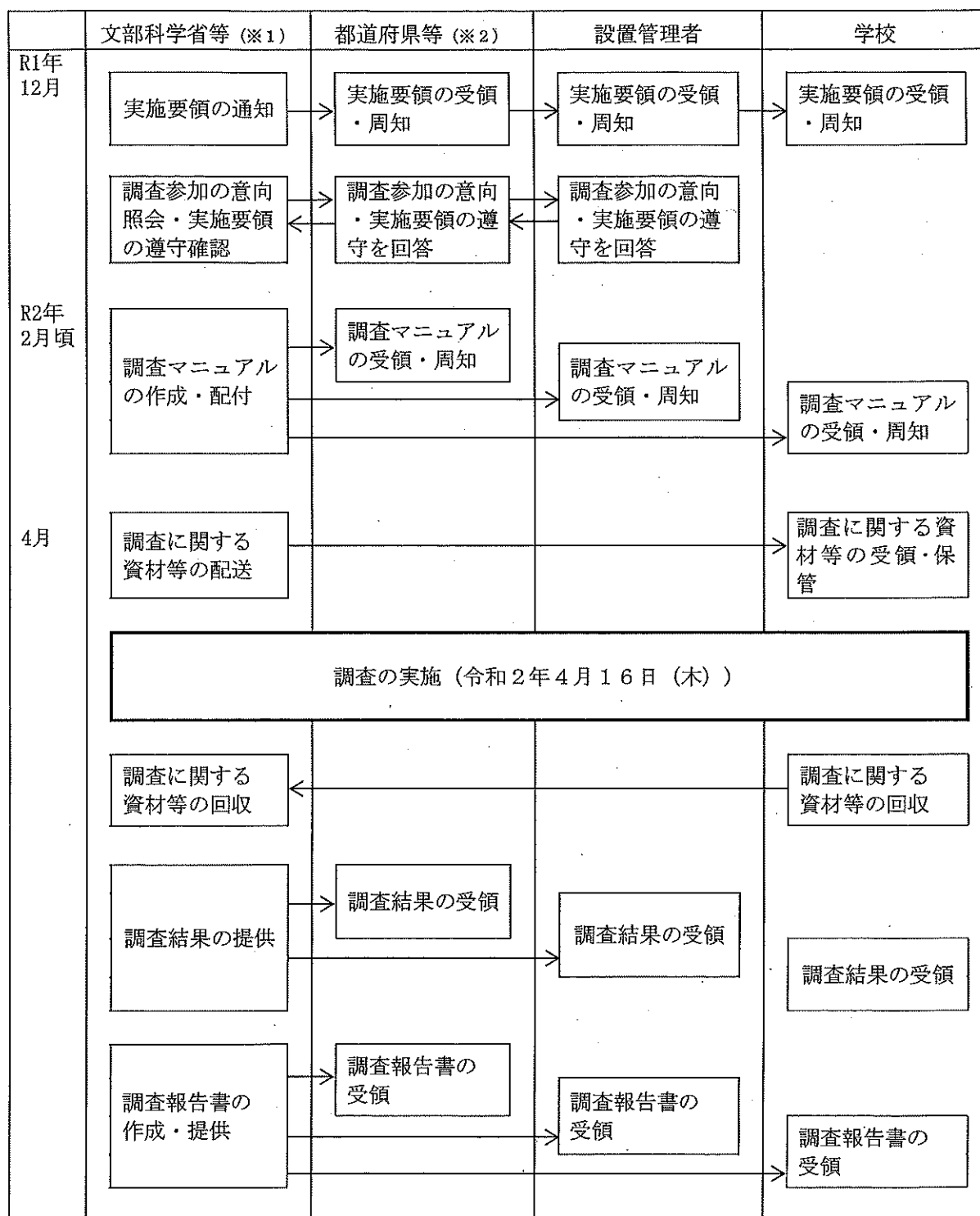
※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

1時限目	2時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

本体調査の実施に関するスケジュール (予定)

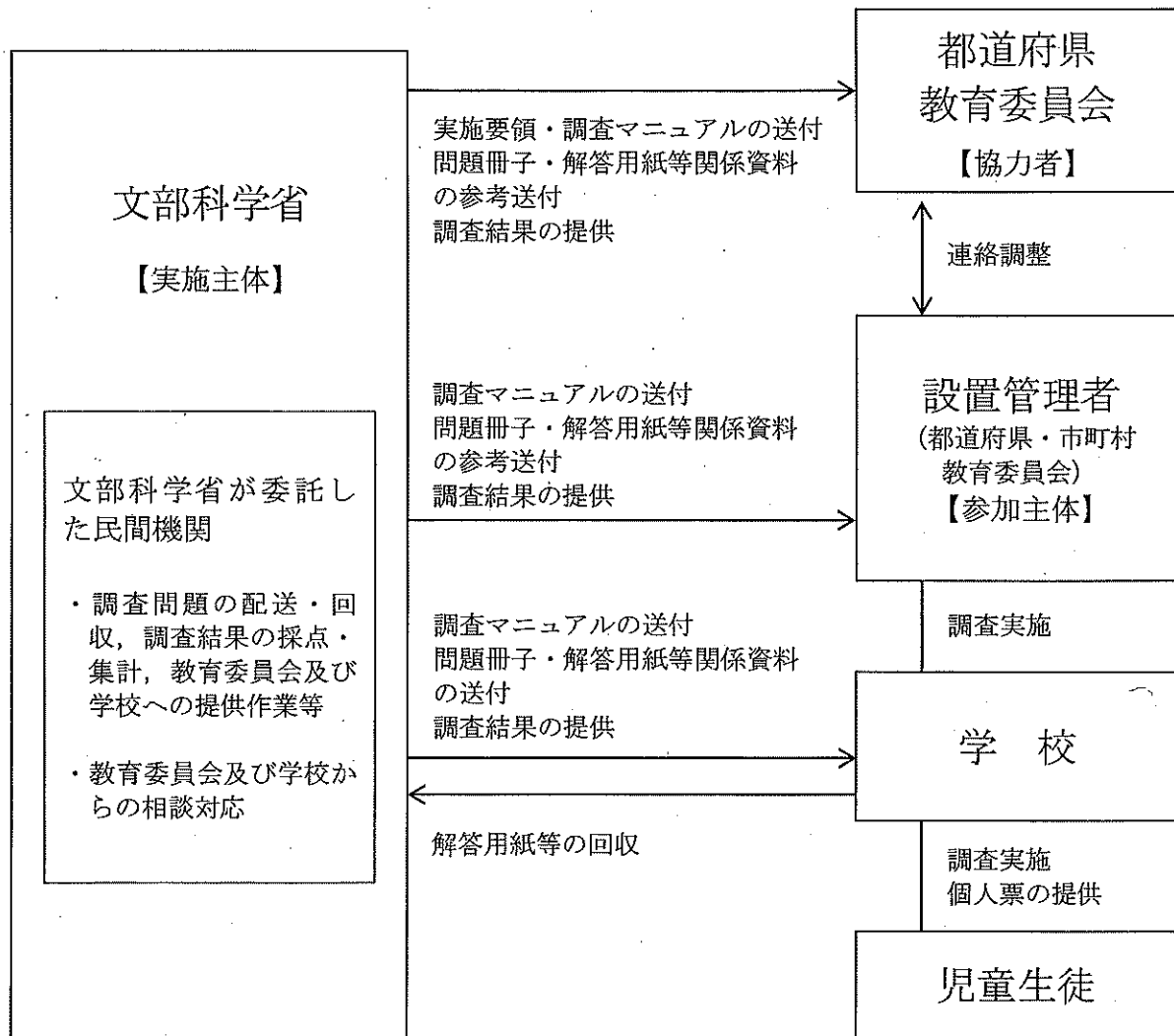


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

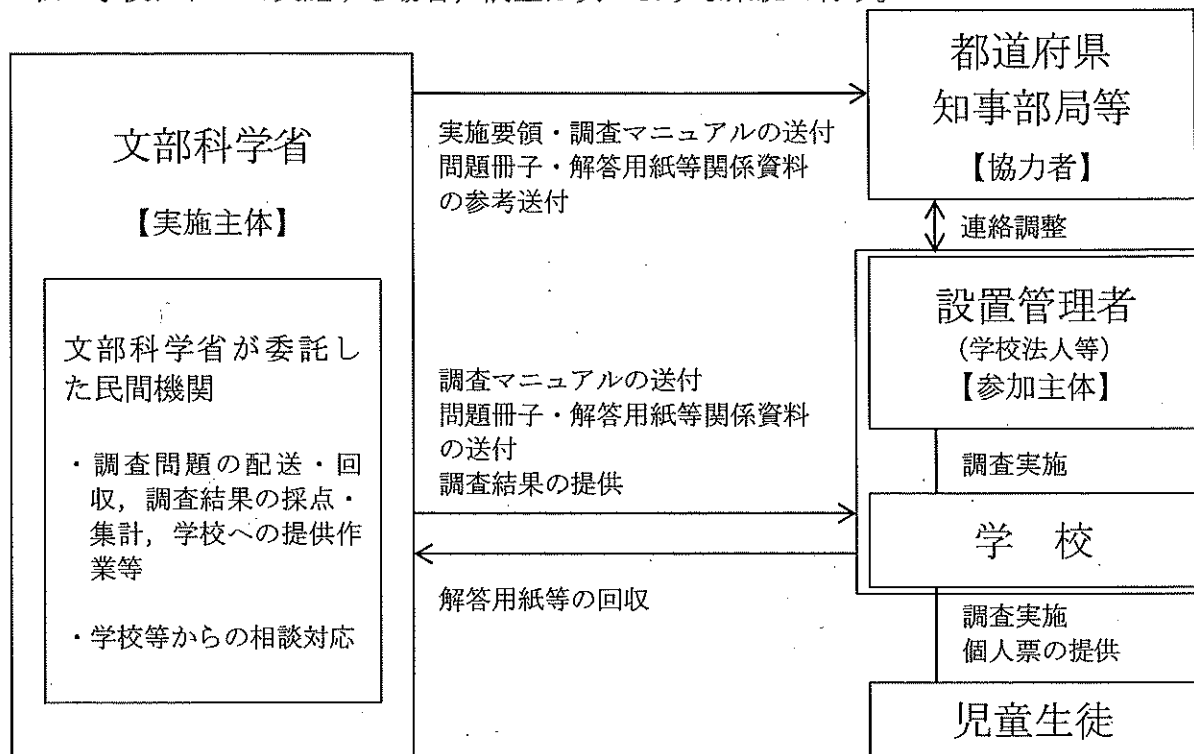
本体調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



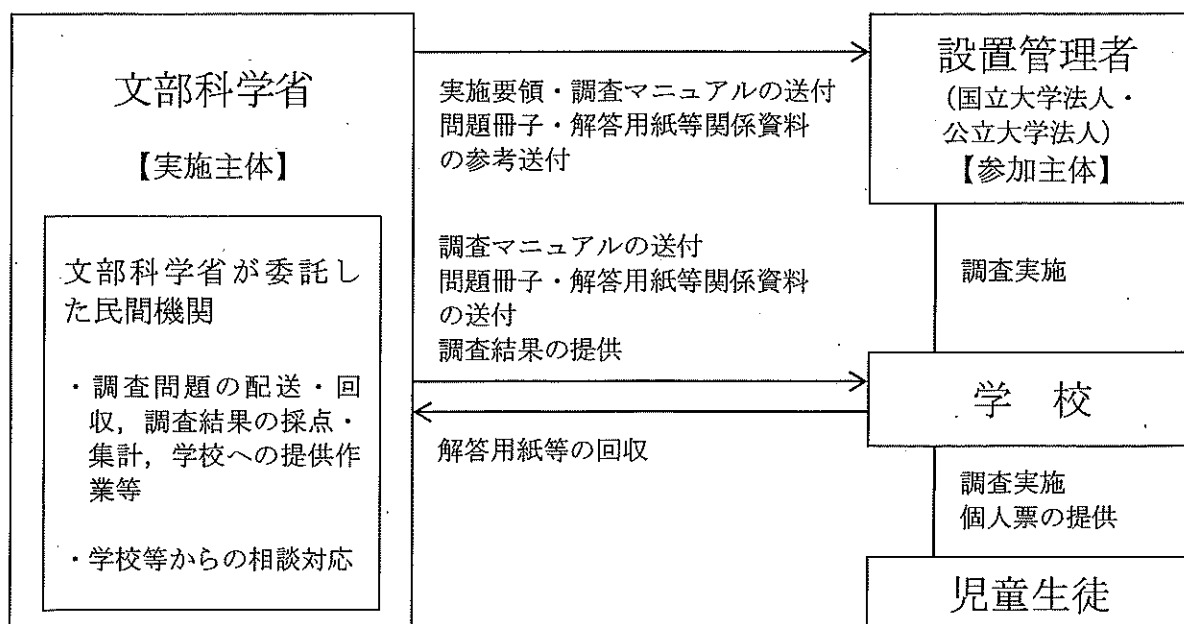
本体調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



本体調査の実施系統図【国立学校, 公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における本体調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	5.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じた まとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正答率, 中央値, 標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
5.(1)イ(イ)及び(ウ) ・児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析 ・学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区), 「中核市」, 「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和2年5月11日(月)～6月30日(火)の期間中、対象学校が実施可能な日

2. 時間割モデル

◆対象小学校(国語, 算数)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は算数 (45分)

◆対象中学校(国語, 数学)

実施可能な1時限 (50分)
国語又は数学 (50分)

◆対象中学校(英語)

- ・「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分程度とする。
- ・対象学校の生徒全員が「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」に関する全ての問題を6時限以内で終了する。
- ・「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。
- ・英語に関する生徒質問紙調査は、各対象学校の状況に応じて適切に実施する。

(対象学年が3学級の例)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと、読むこと、書くこと」 (45分)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (1組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (2組) (15分×3グループ)	英語「話すこと」 +生徒質問紙 (3組) (15分×3グループ)

<補足>

- ※英語「話すこと」+生徒質問紙調査にかかる時間は、準備や移動を含み15分程度。
- ※対象学校には事業者から調査で使用する機器一式(PC, ヘッドセット等)を貸与する。
- ※対象学校には事業者から「話すこと」調査サポーターを派遣する。

経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール（予定）

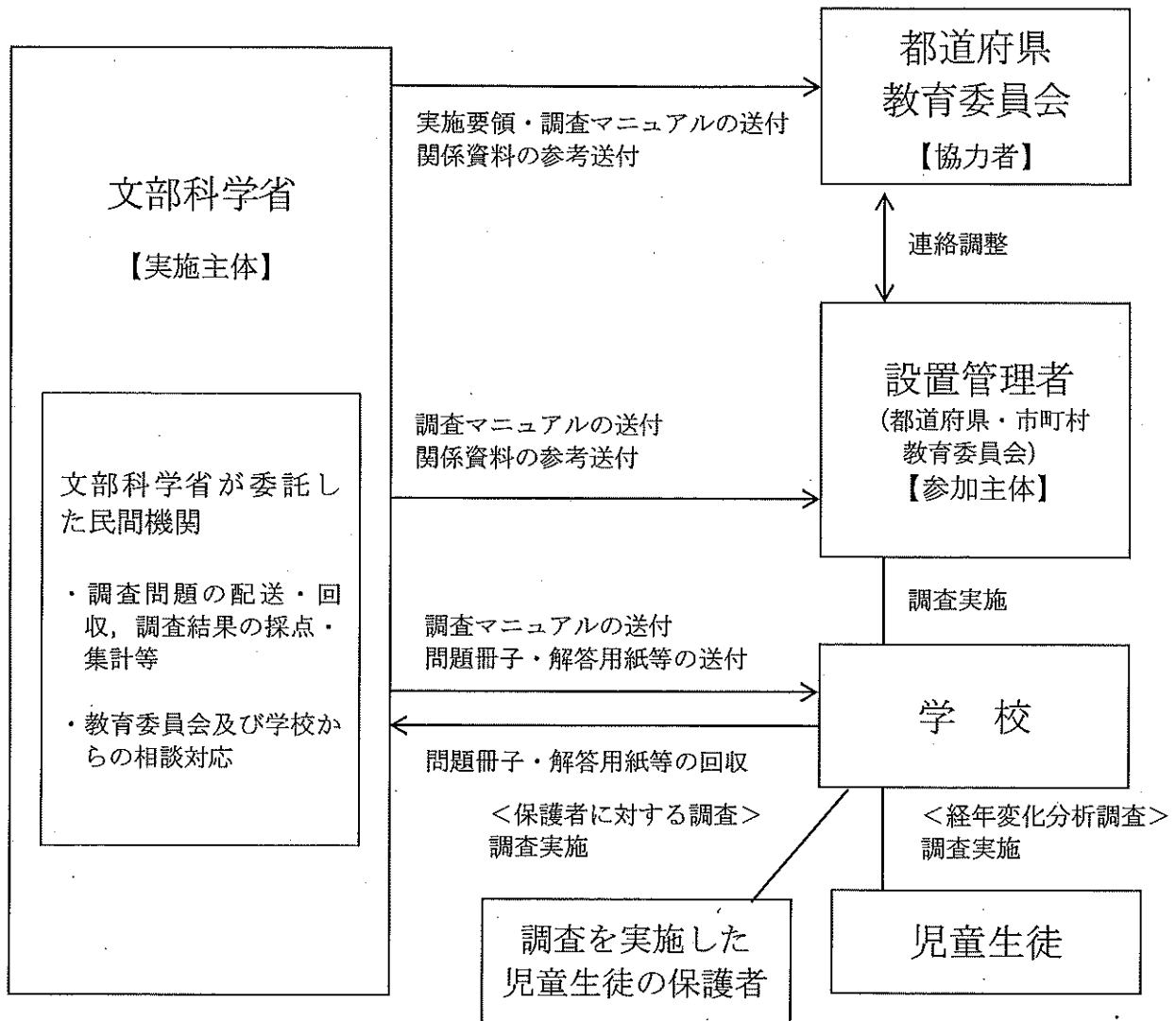
	文部科学省等（※1）	都道府県等（※2）	設置管理者	学校
R1年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知
	調査参加の意向照会・実施要領の遵守確認	参加の意向・実施要領の遵守を回答	参加の意向・実施要領の遵守を回答	
R2年 4月 末頃	調査マニュアルの作成・配付	調査マニュアルの受領・周知	調査マニュアルの受領・周知	調査マニュアルの受領・周知
	調査に関する資材等の配送			調査に関する資材等の受領・保管
調査の実施 （経年変化分析調査） 令和2年5月11日（月）～6月30日（火）の期間で対象学校が実施可能な日 （保護者に対する調査） 上記期間に保護者に質問紙調査を配付・実施・回収				
	調査に関する資材等の回収			調査に関する資材等の回収
	調査報告書の作成・提供			

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

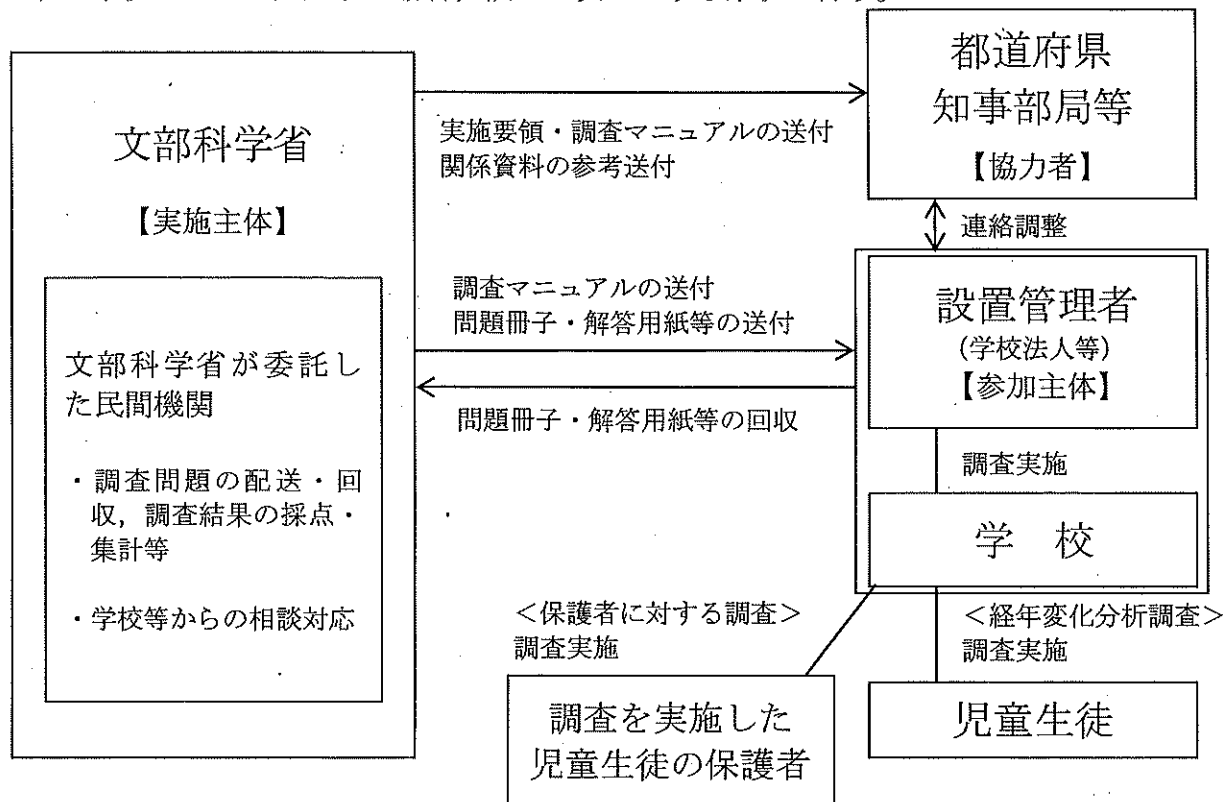
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



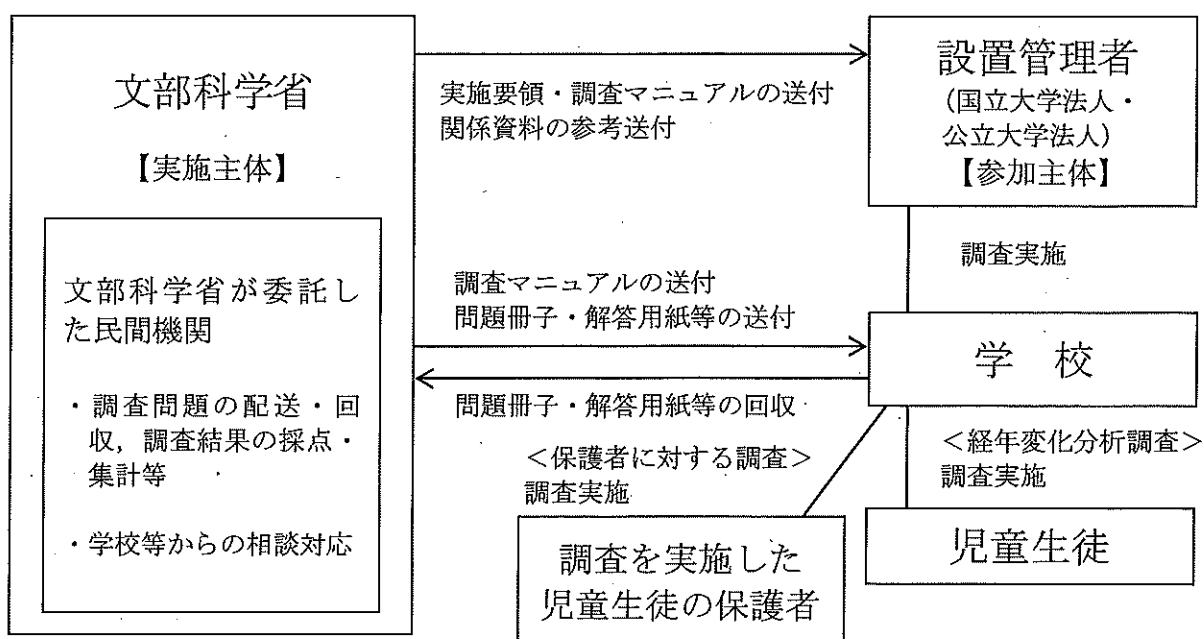
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校, 公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



日程第 7

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 2 年 1 月 2 3 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

(1) 社会教育委員の辞任について

(2) 仁木町学校教育基本方針の取組経過について (仁木町教育総合会議議案)

G I G Aスクール構想について (仁木町教育総合会議議案)

(3) 各学校の様子について

2 当面する行事日程について

★ 令和2年第2回仁木町教育委員会定例会

2月 日 () : ~ 応接室

※平成31年・・・2月21日(木) 13:56~17:01

※平成30年・・・2月22日(木) 13:30~17:18

★ 総合教育会議

1月23日(木) 15:00~ 応接室

★ 令和元年度第2回仁木町学校経営研修会

1月23日(木) 16:30~ 町民センター・交流ホール

★ 教育懇談会

1月23日(木) 18:00~ ニッカ会館レストラン「樽」

- 然別町内会『新年懇親会』
1月26日(日) 17:00～ 然別生活館
- 仁木町議会議員会懇談会
1月27日(月)～28日(火) 札幌市
- 令和2年度仁木町陶芸愛好会定期総会・新年会
1月28日(火) 10:30～ 町民センター・和室2
- 仁木町子ども体験塾第9回講座「三世代交流ふれあい教室」
2月 1日(土) 9:30～ 町民センター
- 顧問弁護士による職員研修職員
2月 3日(月) 13:30～ 町民センター
- 令和元年度第2回定例監査(開始の挨拶等)
2月 4日(火)～6日(木) 委員会室
- 通学路安全推進会議
2月 7日(金) 10:00～ 応接室
- 第38回仁木町民スポーツスキー大会
(第42回ジャイアントスラローム大会)
2月 8日(土) 10:15～ 仁木町民スキー場
- 銀山女性の会総会
2月11日(火) 10:30～ レストランふれあい
- 銀山中学校授業参観
2月17日(月) 13:20～ 同校
- 教育長杯室内パークゴルフ大会
2月19日(水) 9:00～ 山村開発センター

- 第29回フルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム大会
2月22日(土) 10:00～ 仁木町民スキー場
- 第21回仁木町ゆっくり歩こうスキー大会
2月23日(日) 13:30～ 大江神社通り大鳥居前
- 令和元年度仁木町特別支援教育育成会「卒業と進級の集い」
2月25日(火) : ～
- 議会運営委員会
2月27日(木) 13:30～ 委員会室

3 その他

- (1) 令和元年度学校評議員会の開催結果報告について

○ 銀山中学校 第2回報告・・・P64

- (2) 各小・中学校卒業式

仁木中学校 3月13日(金) 9:15～

銀山中学校 3月14日(土) 10:00～

仁木小学校 3月19日(木) 10:00～

銀山小学校 3月20日(祝・金) 9:30～

- (3) 令和2年度新入学児童への防犯ブザー等の贈呈について

○ 令和元年12月19日 仁木町防犯協会(志津 照男会長)

防犯ブザー35個(仁木小学校23個 銀山小学校7個 予備5個)

- (4) 総合教育会議の提案議題について

※ 別紙参照

令和元年度 第2回学校評議員会報告

仁木町立銀山中学校

1. 開催日時 令和2年1月16日(木) 18:30～19:30
2. 出席者 本間美津雄さん、瀬川優紀さん (加藤政茂さんは欠席)
3. 会議内容 ○学校の状況説明
○学校評価アンケートの結果について説明
○生徒の活動状況とおもな教育活動についての説明
○その他
○意見交換
4. 評議員から出された主な意見
 - ・これからの学校作りについて、銀山中学校が1つになり、地域の人たちも集まれる学校が望まれる。
 - ・仁木地区と銀山地区のカラーは違うので、そのカラーは残すべきと考える。
 - ・学園生が学園を出た後の何らかの社会的サポートが必要と考える。
 - ・銀中と銀小の間の道路に街灯がないため、下校するとき暗くて心配であることを銀中の保護者から聞いたことがある。街灯設置については町内会が窓口となるが、ほかの方面からも要望として出していかななくてはならない。
5. 成果 ○今年度これまでの教育活動や学力向上の取組に理解を得られた。
○地域との連携を深めながら、銀山独自の教育の取組に対する期待感を確認できた。
6. 今後に向けて
 - 授業参観や学校で行われる学校行事においても学校の様子を見てもらい、ご助言をいただく。
 - 日常の学校生活について、何か気になることや疑問に思うことは随時連絡をいれてもらう。